

裾野市景観形成基本計画・裾野市景観計画・裾野市景観条例

概要説明資料



1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	裾野市景観形成基本計画の概要・・・・・・・・	2
3	裾野市景観計画の概要・・・・・・・・	8
4	裾野市景観条例の概要・・・・・・・・	13

平成 25 年 3 月 裾野市

1 はじめに

1) 景観とは

①総合的な眺めとそこから受ける心の動き

景観とは、海、山、河川、田畑、建物、道路等で構成される総合的な眺めと、そこから受ける心の動きです。心の動きとは、景観を眺めて、「美しい」「懐かしい」「落ち着く」等とを感じる気持ちのことです。

②長い年月をかけて育まれてきたもの

本市の良好な景観は、長年受け継がれてきたまちの文化や伝統の積み重ねにより創造されたものです。それゆえ、先代から受け継いだ良好な景観は、後世に引き継いでいく必要があります。

③市民共有の資産

景観は、まちの歴史や文化、イメージを表しており、極めて公共性が高く、市民共有の資産です。市民共有の資産として、市民、事業者、行政が協働で育むとともに享受すべき必要があります。

2) 計画策定の背景

本市は、富士山の裾野と箱根連山に挟まれ、黄瀬川等の流域に形成されたまちであり、麗峰富士の眺望をはじめ、変化に富んだ自然景観を有しています。郊外部では屋敷林や長屋門等を有する集落地も残されており、本市の歴史と文化が感じられる景観も随所に見られます。

一方、工業都市としての性格が強く、比較的多くの工場、研究所が立地しており、本市の豊かな自然景観との調和が求められます。また、JR 裾野駅周辺では土地区画整理事業が進行中であり、まちの顔が大きく変化しつつあり、併せて景観的な配慮が求められています。

近年の全国的な傾向では、幹線道路沿道において、建築物や屋外広告物の形態や意匠が無秩序になりやすい傾向にあり、本市においても対応が必要です。

このような景観的課題を抱える中、景観に関する初の総合的な法律として「景観法」が平成 17 年 6 月に全面施行されました。

本市では、この法整備を好機と捉え、良好な景観形成に積極的に取り組むこととし、平成 22 年 5 月 1 日に景観行政団体になり、「裾野市景観形成基本計画」と「裾野市景観計画」を策定するとともに、「裾野市景観条例」を制定することとしました。



裾野市景観計画形成基本計画…良好な景観が広がる裾野市とするための総合的な考え方や取組みをとりまとめた、本市の景観形成に関する最上位計画

裾野市景観計画…平成 17 年施行の景観法に基づく計画

裾野市景観条例…良好な景観形成のための仕組みを定めた、本市独自の条例

2 裾野市景観形成基本計画の概要

裾野市景観形成基本計画では、美しい景観が広がる裾野市をつくるための考え方やその方法、あるいは具体的な活動や取組みのあり方について、総合的にまとめている計画です。

今後裾野市は、この計画に基づいて景観形成を進めていきます。

1) 景観形成の基本的考え方

(1) 裾野市の特徴を景観形成に活かす

- ・富士山や愛鷹山、箱根山等の山並みや斜面緑地、黄瀬川や佐野川などをはじめとする自然景観、起伏に富んだ地形、あるいは旧植松家住宅等の歴史・文化・伝統は本市の特徴や個性です。
- ・これらの特徴や個性を保全、活用した景観づくりを進めて、裾野市らしさのある景観形成を進めていく必要があります。



(2) 地域の景観と調和する開発や建築等を誘導する

- ・恵まれた自然景観や裾野市らしい特徴的な景観を保全・活用するとともに、これと調和する開発や建築等の誘導が必要です。
- ・恵まれた自然景観が大きく改変されたり、まち並み景観の特徴が喪失することがないように、大規模な開発は計画的に誘導するとともに、造成や建築、工作物の設置あるいは屋外広告物の掲出等は、各種法制度等を運用し適切に誘導します。



(3) 市民、事業者、行政の協働により景観形成を推進する

- ・自然景観やまち並み景観に変化をもたらす開発や建築等は、市民、事業者によるものが大半であることから、市民、事業者による良好な景観形成への取組みが重要です。一方、自然景観の保全や公共施設等の良好な景観形成にあたっては、行政の先導的な役割が重要です。
- ・このため、良好な景観形成に対する市民、事業者、行政の共通認識を醸成し、三者の適切な役割分担、協働により景観形成に取り組む必要があります。



2) 景観形成の方針－景観形成の基本目標・要素別景観形成方針

【景観形成の基本目標】

みんなで作ろう 富士の裾野の裾模様

《1》 街を囲む自然を基礎とした緑あふれる景観をつくる

(1) 富士山等の眺望を活かした景観づくり

富士山の眺望は、本市の自然景観の象徴的なものであるため、眺望景観の保全や眺望点の指定等を進めるとともに、富士山等の眺望を活かした自然散策ルートの整備、改修等を進め、富士山等の眺望を活かした景観づくりを進める。

- ①富士山への眺望を活かした道路景観の向上 ②眺望点の指定と眺望景観の保全
- ③自然散策路等の整備・修景

(2) 水と緑とのどかな田園の魅力的景観づくり

市街地の背景となる山並みや市街地周辺の斜面緑地、河川、起伏ある地形、あるいは市街地を取り囲むのどかな田園景観等、裾野市の魅力的な景観を維持保全し、後世に継承する。

- ①山並や斜面緑地の景観の保全
- ②自然豊かな景観の保全・向上
- ③美しい農地景観の保全・向上



《2》 個性と賑わいある都市の顔をつくる

(1) 賑わいある裾野市の顔づくり

裾野駅や周辺の商店街、市北西部一帯の観光・交流施設が集積する地区等、多くの人が行き交う本市の「顔」となる地区は、本市の印象に大きな影響を与えるため、賑わいと活気の創出に配慮し、「顔」として相応しい景観を創出する。

- ①市の顔となる駅周辺部等の景観の向上
- ②まちの出入り口の景観の向上
- ③賑わいある商業地景観の創出
- ④観光・交流施設周辺一帯の景観の向上



(2) 明るく潤いのある街の景観づくり

市街地景観の向上を図るために、緑化や建築物等の景観面の誘導に配慮した市街地の整備や市街地内のまとまった緑地や屋敷林等の保全継承等により、明るく潤いのある街の景観を創出する。

- ①新しい市街地景観の創出
- ②市街地内の緑地の保全

“あなたの思いやりが、美しい裾模様をつくれます！”

《3》統一感と落ち着きのあるまち並みをつくる

（1）自然景観と調和したまち並み景観づくり

市街地の後背の山並みや斜面緑地、河川等の自然景観と調和し、緑豊かな潤いのある住宅地景観や工業地景観を創出するとともに、昔ながらの趣きのある集落地景観を保全し、自然景観と調和したまち並み景観を創出する。

- ①良好な住宅地景観の保全・継承
- ②集落地景観の保全・継承
- ③緑豊かな工業地景観等の保全・継承
- ④大規模工場及び研究施設等の景観の向上



（2）歴史・文化が薫る景観づくり

市内の指定文化財や歴史的建築物、史跡、寺社等は、本市の歴史、文化、伝統を表す貴重な景観要素であることから、維持保全を図るとともに、周辺部についても、これらとの調和に配慮した景観形成に努め、後世に継承する。

- ①歴史的資源の保全・継承
- ②主な史跡と寺社等の保全・継承

（3）景観形成の先導役となる公共施設景観づくり

道路、河川、公園及び公共建築物等、公共施設については、周辺のまち並み景観や自然景観との調和に配慮しつつ、優れた景観となるよう努め、本市の景観形成の先導的役割を担うようにする。

- ①良好な道路景観の創出
- ②市民が憩う公園の整備・改修
- ③公共建築物の景観の向上

《4》市民協働によるまちづくりで裾野市の景観をつくる

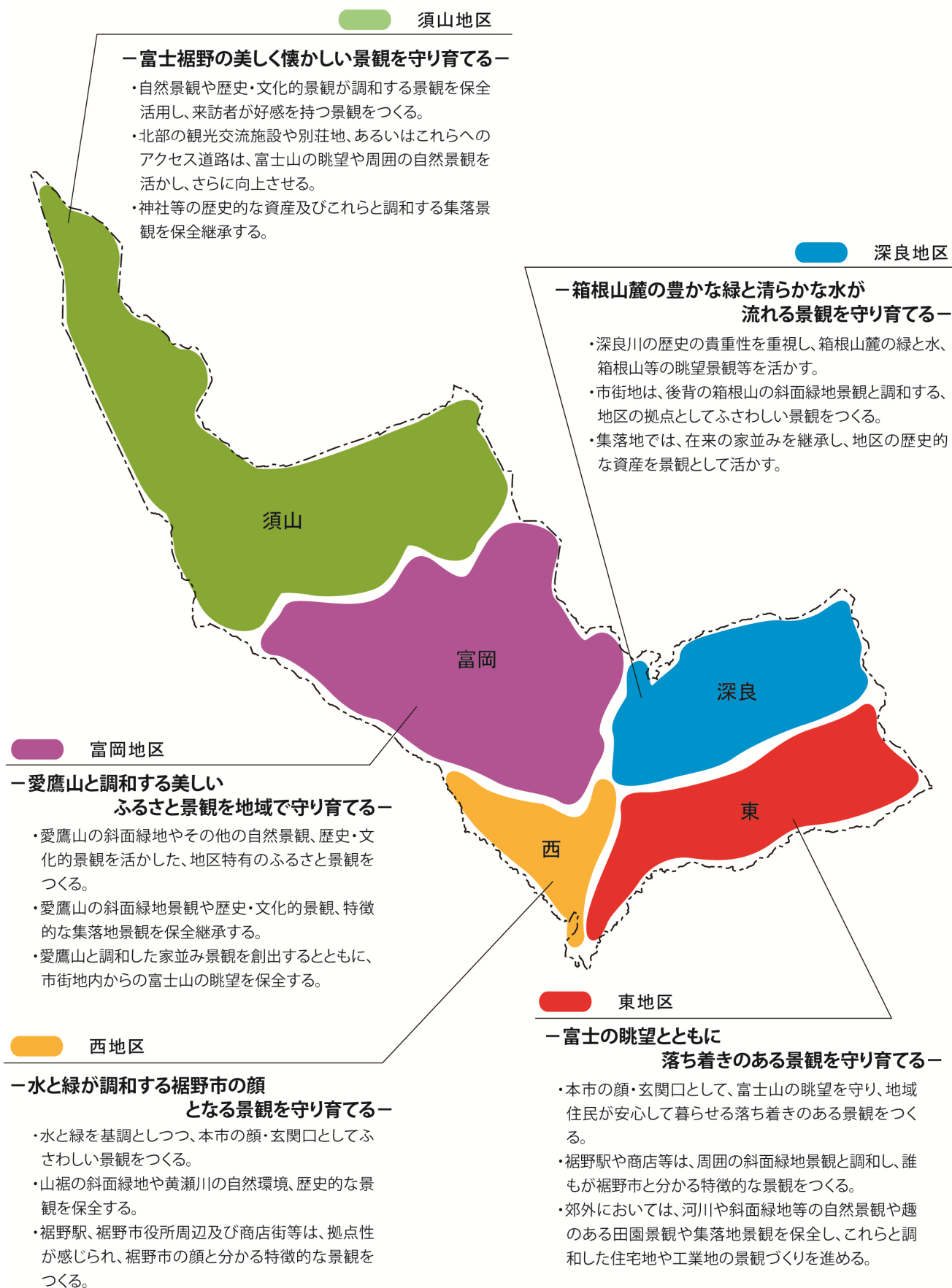
（1）市民協働の景観づくり

行催事やイベント、あるいは美化活動や花壇づくり等の市民活動を活かした景観づくりを進めるとともに、市民、事業者及び行政が協働で美しい裾野市の景観づくりを進める。

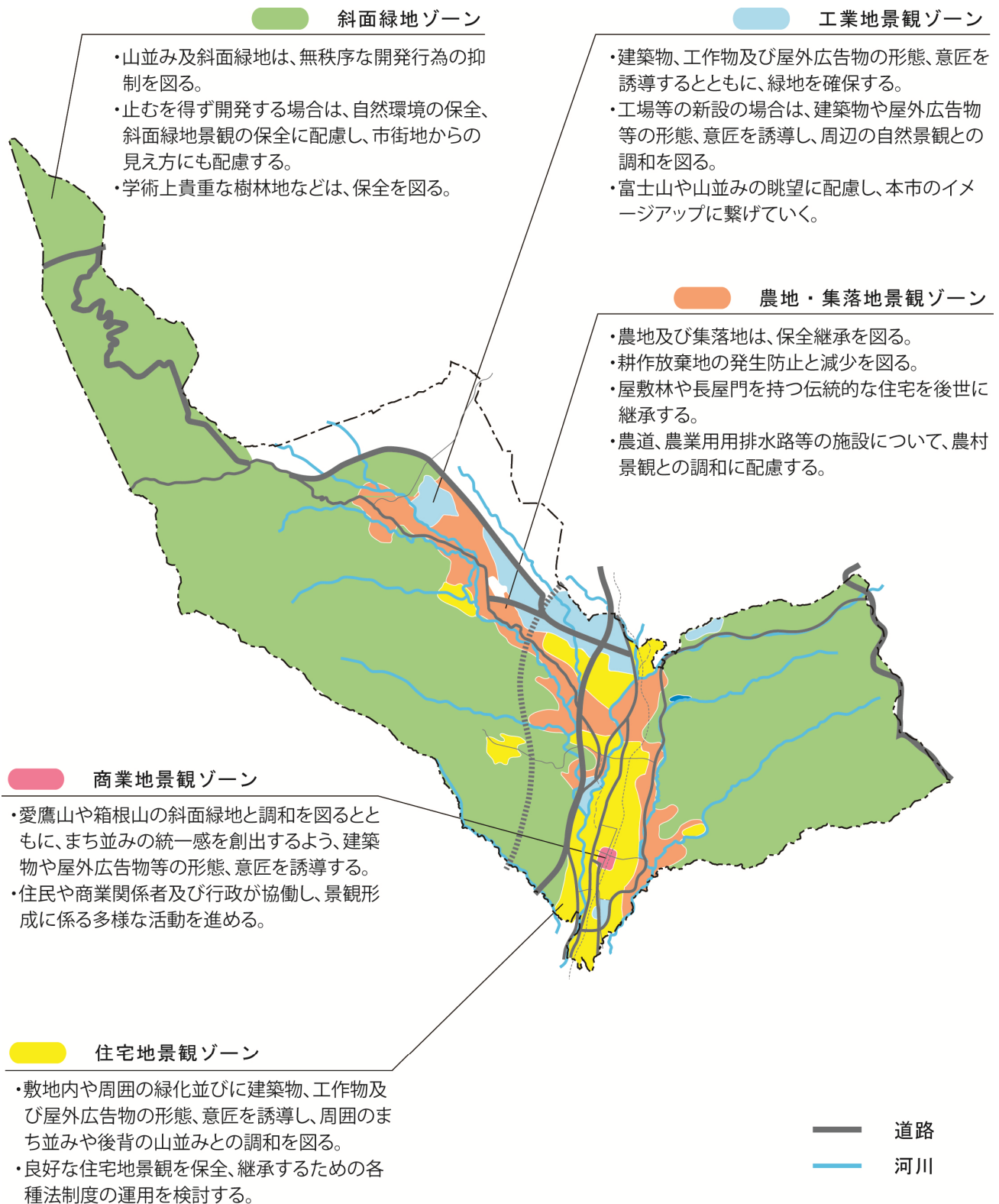
- ①市民が憩い活動する景観の保全・向上
- ②市民、事業者の景観に関する意識の向上
- ③行政による市民活動の支援



3) 景観形成の方針—地区別景観形成方針

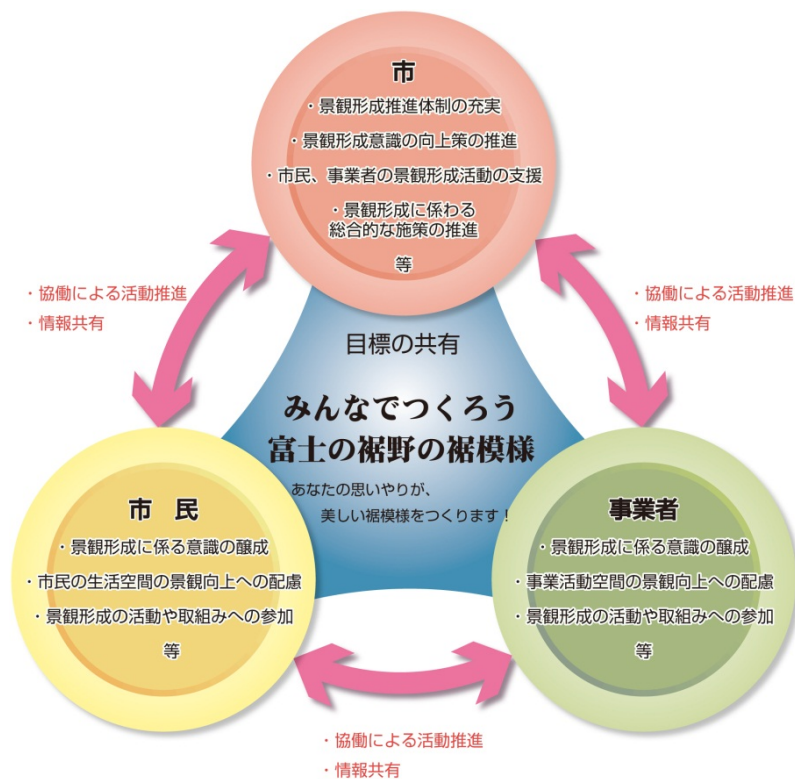


4) 景観形成の方針－土地利用別景観形成方針



5) 良好な景観形成のための施策の推進の考え方

(1) 市民・事業者・市の協働による景観形成の推進



(2) 景観形成の推進体制の整備

- 裾野市景観アドバイザー会議の設置**…本市の良好な景観形成のための、助言・提言等を求める機関として、裾野市景観アドバイザー会議を設置します。
- 地区景観まちづくり団体の認定**…一定地区において良好な景観形成を進めるための計画づくりや景観形成に係わる活動を推進する団体を、市民協働によるまちづくり基本指針等に基づき地区景観まちづくり団体として認定します。
- 景観整備機構の指定**…景観法第9条第1項に基づき、本市の景観形成に係わる活動や取り組みを進める公益法人またはNPO法人を、景観整備機構に指定します。

(3) 市民・事業者の景観形成に関わる意識の向上

- 景観に関する情報の受発信**…景観に関する情報を広報紙や市ホームページ、各種パンフレットの配布により発信します。
- 表彰・助成制度の創設**…市独自の景観賞・住宅コンクール・花壇コンクール等の開催を進めるとともに、景観形成に功績がある者や団体等を表彰する制度を創設します。
- 景観形成を担う人材育成**…景観に係わる講演会やシンポジウム等を開催し、市民の景観形成への意識の醸成を図ります。
- 市民の景観形成活動の推進・支援**…緑化活動、美化清掃活動、屋外広告物の撤去活動等、市民（団体）・事業者が取り組む景観形成活動の推進を図ります。

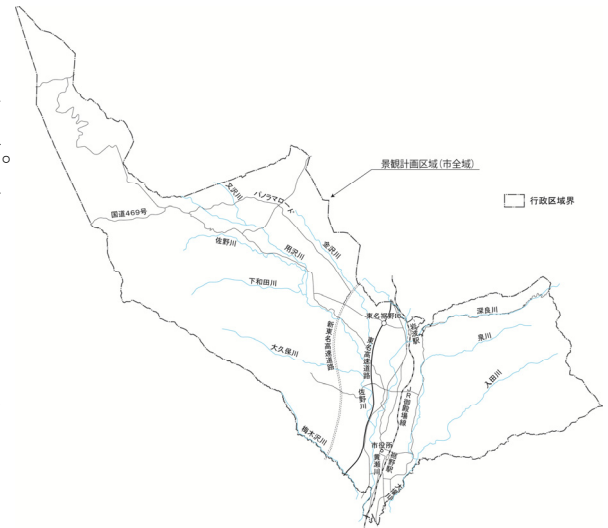
3 裾野市景観計画の概要

裾野市景観計画は、裾野市景観形成基本計画で良好な景観づくりのための指針、方策を推進するため、景観法及び裾野市景観条例に基づき策定するものです。

1) 景観計画区域

法施策の対象となる区域を示しています。本計画では裾野市全域を景観計画区域として位置づけています。

また、重点的に景観形成を進めるべき地区として景観形成重点地区を必要に応じて定めます。



2) 良好な景観形成のための方針

景観形成基本計画の目標及要素別、地区別、土地利用別の基本方針を示しています。

また、建築物の建築、工作物の建設及び維持管理を行う者が遵守すべき「良好な景観形成の指針」を示しています。

■ 良好な景観形成の指針

対象	制限の内容
配置	・富士山などの眺望を阻害しないような配置とすること。 ・周辺の地形やまち並みなど周辺景観から突出した印象とならないような配置とすること。
高さ	・富士山などの眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しない高さとする。
形態	・建築物の形態や屋根形状は、後背の自然景観との調和に配慮するとともに、まち並み景観の統一感や連続性を高めるものとする。
壁面	・建築物の壁面は、威圧感をできる限りなくすること。
色彩	・建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、周辺景観や後背の自然景観との調和に努め、彩度は抑えること。 ・色数は全体で5色以内となるように努め、木・土・コンクリート・ガラスなどは、その配色が著しく目立った印象とならないようにすること。
材料	・材料は、外観の変化をすぐに起さないもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料の使用に努めること。
付帯設備	・屋上に設ける設備（給排水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナなど）は、外部から見えにくい場所に設置する、または目隠しなどにより見えないようにすること。 ・太陽光発電設備は、目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠ししたりするなど、周辺から見え難くなるように努めること。 ・太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）は、反射が少なく模様が目立たないものの採用を図るとともに、設置場所との色彩の調和を図ること。
垣、柵、門柱・門扉	・道路等に面する柵などの施設は、建物本体や周辺のまち並みと調和するよう形態や色彩を工夫し、圧迫感のないものとする。
植栽	・敷地内の既存樹木は、極力保全し、修景に活かすよう配慮すること。 ・敷地内や建築物等の緑化や花による修景に努めること。

3) 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

建築物・工作物の建築や建設などについて、良好な景観形成のための制限を定めます。

これらの行為に関しては、法及び条例に基づく市への届出が必要となり、次に示す「行為の制限」に適合したものであることが求められることになります。

(1) 届出対象行為

行 為		対象となる規模・要件
建築物	市街化区域	・新築、増築、改築又は移転で、高さが15m(※1)を超える、または延べ面積(※2)が1,000㎡以上のもの。 ・外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが15mを超える、または延べ面積が1,000㎡以上のもの、かつ外壁の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	市街化区域以外	・新築、増築、改築又は移転で、高さが10m(※1)を超える、または延べ面積(※2)が1,000㎡以上のもの。 ・外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが10mを超える、または延べ面積が1,000㎡以上のもの、かつ外壁の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	景観計画区域共通	・太陽光発電設備の太陽電池モジュール(パネル)の設置で、設置後のモジュールの合計面積が1,000㎡以上のもの。
工作物	市街化区域	・新設、増設、改設又は移転で、高さが15m(※1、4)を超えるもの。 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが15mを超えるもの、かつ外観の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	市街化区域以外	・新設、増設、改設又は移転で、高さが10m(※1、4)を超えるもの。 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが10mを超えるもの、かつ外観の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	景観計画区域共通	・橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの(以下、橋梁等という)の新設、増設、改設又は移転で、長さ(※5)が20mを超えるもの。 ・橋梁等で長さが20mを超えるものの、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、かつ外観の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。 ・土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール(パネル)の設置で、設置後のモジュールの合計面積が1,000㎡以上のもの。

※1：建築物、工作物の高さは、周囲の地面と接する最も低い位置の水平面からの高さとする。 ※2：建築物の各階の床面積の合計。 ※3：張間(短辺)方向またはけた行き(長辺)方向の鉛直投影面積のこと。 ※4：工作物が建築物の上に設置される場合は、建築物を含めた高さとする。 ※5：橋梁の長さは橋長の長さとする。高架道路、高架鉄道の長さは、それぞれ高架区間の長さとする。

(2) 行為の制限

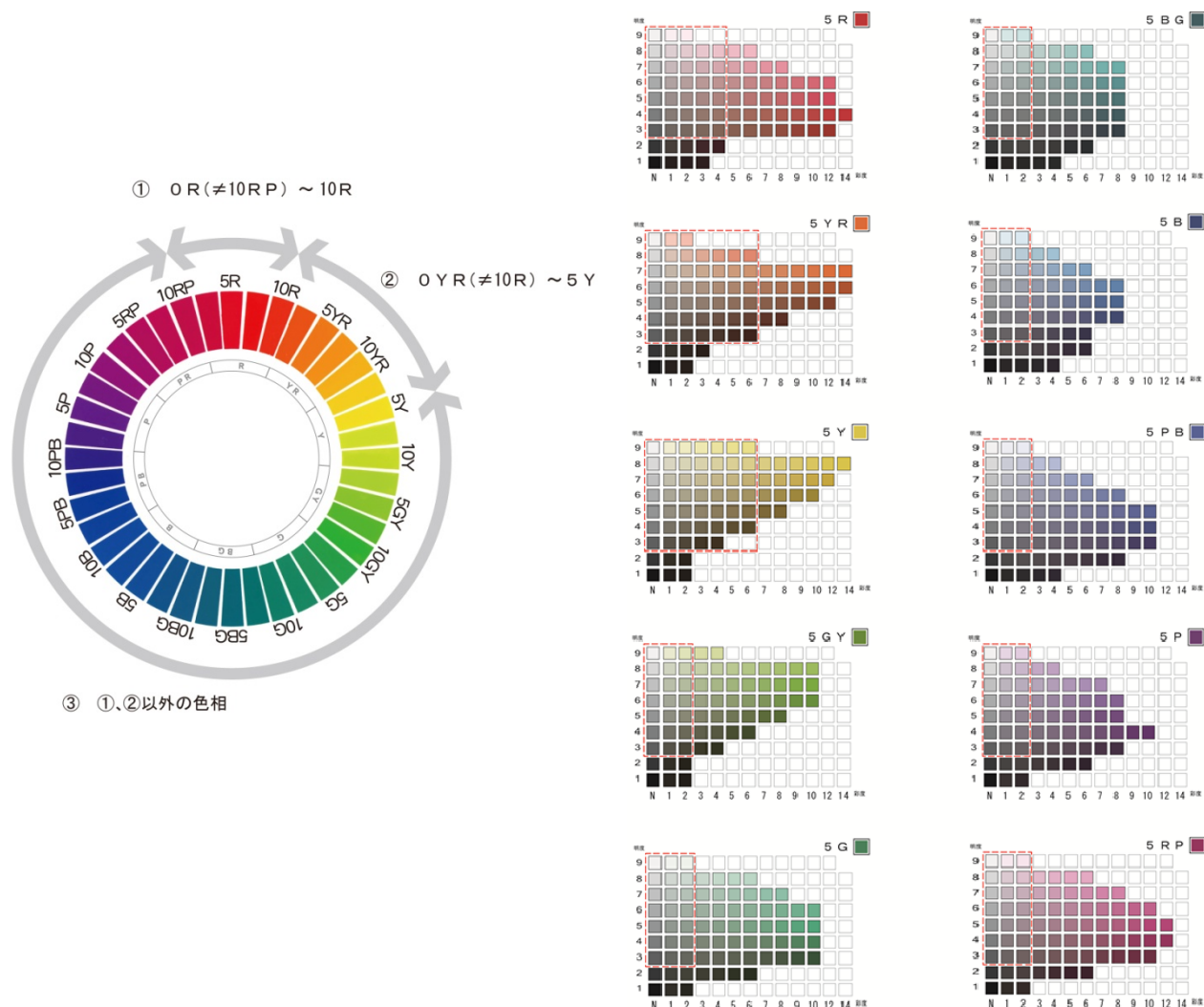
①建築物

対象	制限の内容												
色彩	• 建築物の壁面など外壁の基調色は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕において、以下のとおりとすること。 <table><thead><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 0R（≠10RP）～10R</td><td>4.0 以下</td><td rowspan="4">3.0 以上</td></tr><tr><td>② 0YR（≠10R）～5Y</td><td>6.0 以下</td></tr><tr><td>③ ①②以外</td><td>2.0 以下</td></tr><tr><td>④ N（無彩色）</td><td>－</td></tr></tbody></table> • ただし、次の場合に関しては適用しない • 表面に着色していない、または製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩及び見付面積の 10 分の 1 未満の範囲の色彩。 • 設置後の太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 1,000 m²以上となる行為のみが届出対象となる建築物の色彩。 • 当該建築物が敷地外から視認できない場合など、視認性の点から市長が特に景観上支障を及ぼさないと認める色彩。	色相	彩度	明度	① 0R（≠10RP）～10R	4.0 以下	3.0 以上	② 0YR（≠10R）～5Y	6.0 以下	③ ①②以外	2.0 以下	④ N（無彩色）	－
色相	彩度	明度											
① 0R（≠10RP）～10R	4.0 以下	3.0 以上											
② 0YR（≠10R）～5Y	6.0 以下												
③ ①②以外	2.0 以下												
④ N（無彩色）	－												

②工作物

対象	制限の内容																								
色彩	・工作物の壁面など外観の基調色は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕において、以下のとおりとすること。 <table><thead><tr><th>区分</th><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">工作物（１） ・工作物（２）及び工作物（３）を除く全ての工作物</td><td>① 0R（≠10RP）～10R</td><td>4.0 以下</td><td rowspan="4">3.0 以上</td></tr><tr><td>② 0YR（≠10R）～5Y</td><td>6.0 以下</td></tr><tr><td>③ ①②以外</td><td>2.0 以下</td></tr><tr><td>④ N（無彩色）</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">工作物（２） ・煙突、排気塔その他これらに類する物件、電波塔、送電用鉄塔、風力発電設備その他これらに類する物件</td><td>① 0R（≠10RP）～5 Y</td><td>2.0 以下</td><td rowspan="2">3.0 ～ 7.0</td></tr><tr><td>② N（無彩色）</td><td></td></tr><tr><td>工作物（３） ・土地に自立して設置する太陽光発電設備</td><td colspan="3">・太陽電池モジュール（パネル）の色彩は黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。</td></tr></tbody></table> ・ただし、次の場合に関しては適用しない ・表面に着色していない、または製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩。 ・当該工作物が敷地外から視認できない場合など、視認性の点から市長が特に景観上支障を及ぼさないと認める色彩。	区分	色相	彩度	明度	工作物（１） ・工作物（２）及び工作物（３）を除く全ての工作物	① 0R（≠10RP）～10R	4.0 以下	3.0 以上	② 0YR（≠10R）～5Y	6.0 以下	③ ①②以外	2.0 以下	④ N（無彩色）	－	工作物（２） ・煙突、排気塔その他これらに類する物件、電波塔、送電用鉄塔、風力発電設備その他これらに類する物件	① 0R（≠10RP）～5 Y	2.0 以下	3.0 ～ 7.0	② N（無彩色）		工作物（３） ・土地に自立して設置する太陽光発電設備	・太陽電池モジュール（パネル）の色彩は黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。		
区分	色相	彩度	明度																						
工作物（１） ・工作物（２）及び工作物（３）を除く全ての工作物	① 0R（≠10RP）～10R	4.0 以下	3.0 以上																						
	② 0YR（≠10R）～5Y	6.0 以下																							
	③ ①②以外	2.0 以下																							
	④ N（無彩色）	－																							
工作物（２） ・煙突、排気塔その他これらに類する物件、電波塔、送電用鉄塔、風力発電設備その他これらに類する物件	① 0R（≠10RP）～5 Y	2.0 以下	3.0 ～ 7.0																						
	② N（無彩色）																								
工作物（３） ・土地に自立して設置する太陽光発電設備	・太陽電池モジュール（パネル）の色彩は黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。																								

■色彩基準における色相・彩度・明度の範囲例（建築物、工作物（１））



4) 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

良好な景観の形成に寄与する重要な建造物及び樹木を景観重要建造物、景観重要樹木として指定するために、指定の方針を示しています。

■指定の方針の内容

・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、次に示す項目のいずれかに該当する建造物や樹木については、所有者・管理者の意見を聴いた上で、「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」として指定します。

ア 優れたデザインを有している、または優れた樹容（規模、樹形等）であり、地域のランドマークとなっているもの

イ 地域の歴史や文化を感じさせる、または地域景観の向上に寄与することができるもの

ウ 街角や景観上のポイント的な場所に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

5) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の掲出に関して制限の方針を示しています。今後、屋外広告物法に基づく独自条例を制定する際は、この方針により規制・誘導を定めていきます。

■制限の方針の内容

ア 基準として定める内容は、屋外広告物を設置する位置、規模、個数、表示面積、形態、意匠などに関することとする。

イ 基準は、地域の特性を踏まえつつ、現行の静岡県屋外広告物条例の基準に基づき、本計画で定める景観形成の方針及び景観形成基準を参考として、設定する。

ウ 基準は、規模を必要最小限とするとともに、色彩や意匠が斜面緑地景観、農地景観及びまち並み景観を阻害しないものとするよう設定する。

エ 基準は、特に主要幹線道路の沿道景観や JR 御殿場線の車窓からの市域の景観を阻害しないものとするよう設定する。

6) 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設に指定されると、管理者は景観重要公共施設の整備の方針にあわせて、整備改修などを進めることになります。

■景観重要公共施設の指定の方針

- ①本市のシンボリックな存在で、市民に親しまれている公共施設であり、その整備・改修などにおいて、景観面での配慮が必要なもの
- ②市域の景観形成上、重要な場所に位置する公共施設であり、その整備・改修などにおいて、景観面での配慮が必要なもの
- ③今後新たに整備を行う公共施設で、地域の良好な景観の形成に重要なもの

■景観重要公共施設の指定箇所

現時点において、次に掲げる公共施設を景観重要公共施設に指定します。



4 景観条例の概要

本市の景観の形成に関する基本的かつ必要な事項及び景観法の規定に基づく手続等について必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史、文化、伝統などを生かした特徴的な景観の形成を図り、豊かで活力ある市民生活を実現することを目的とします。

第1条～第6条 目的、用語、責務に関すること

- ・目的や用語などの定義、市の責務、市民、事業者その他関係者の責務などを明記しています。

■市の責務

- ・市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。
- ・市は前項の施策の策定並びに実施に必要な調査及び研究を行うものとする。
- ・市は、前項の施策の実施に当たっては、市民、事業者その他の関係者の意見又は要望が反映されるよう努めるものとする。
- ・市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じるものとする。
- ・市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成に関する先導的な役割を果たすものとする。

■市民の責務

- ・市民は自らが景観を形成する主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。
- ・市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

■事業者の責務

- ・事業者は、その事業活動に関し、地域の景観の特性に十分配慮し、積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。
- ・事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

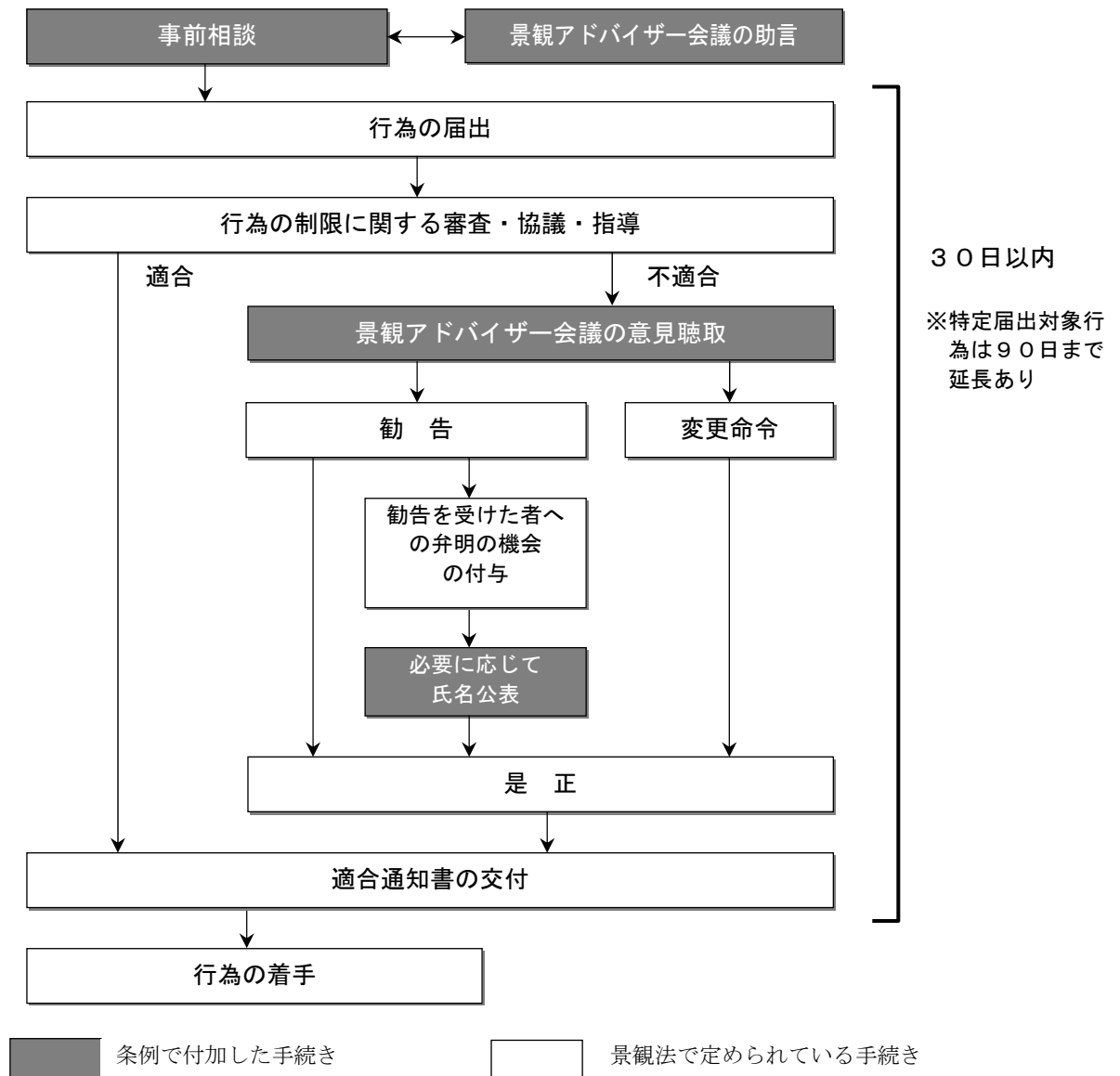
第7条・第8条 景観形成基本計画及び景観計画の策定に関すること

- ・市の景観形成に関する基本的計画として景観形成基本計画を位置づけ、基本計画及び景観計画の策定に関することについて明記しています。
- ・景観形成基本計画及び景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、裾野市景観アドバイザー会議の意見を聴くことを明記しています。

第9条～第15条 景観法の施行に関すること

- ・景観計画に記した、届出対象行為の規模（P9参照）等を明記しています。
- ・景観法で定められる基本的な手続に加えて、事前相談及び勧告、変更命令の実施前の景観アドバイザー会議への意見聴取、氏名公表などについて明記しています。

■ 建築・建設行為における手続きの流れ



第16条・第17条 景観重要建造物等の指定に関すること

- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定又は解除にあたって、景観アドバイザー会議の意見を聴くこと並びに、指定又は解除決定の告示をすることを明記しています。

第18条・第19条 景観協定、景観形成重点地区の指定に関すること

- ・ 地区レベルにおける景観形成を図るために、景観協定、景観形成重点地区を指定にあたっては、景観アドバイザーの意見を聴くことを明記しています。

景 観 協 定：景観法に基づく制度。景観計画で担保できない行為や景観形成のための取組みや活動などを協定締結により担保する制度。

景 観 形 成 重 点 地 区：市の自主制度。重点的に景観形成を進めるべき地区を指定し、景観計画に当該地区にふさわしい行為の制限を設定する。

第20条 景観整備機構の指定に関すること

- ・景観整備機構の指定にあたっては、景観アドバイザー会議の意見を聴くことを明記しています。
景 観 整 備 機 構：景観法に基づく制度。公益法人やNPOを、景観形成を担う主体として指定する制度。行政は、景観に係わる業務の発注が可能。

第21条 支援に関すること

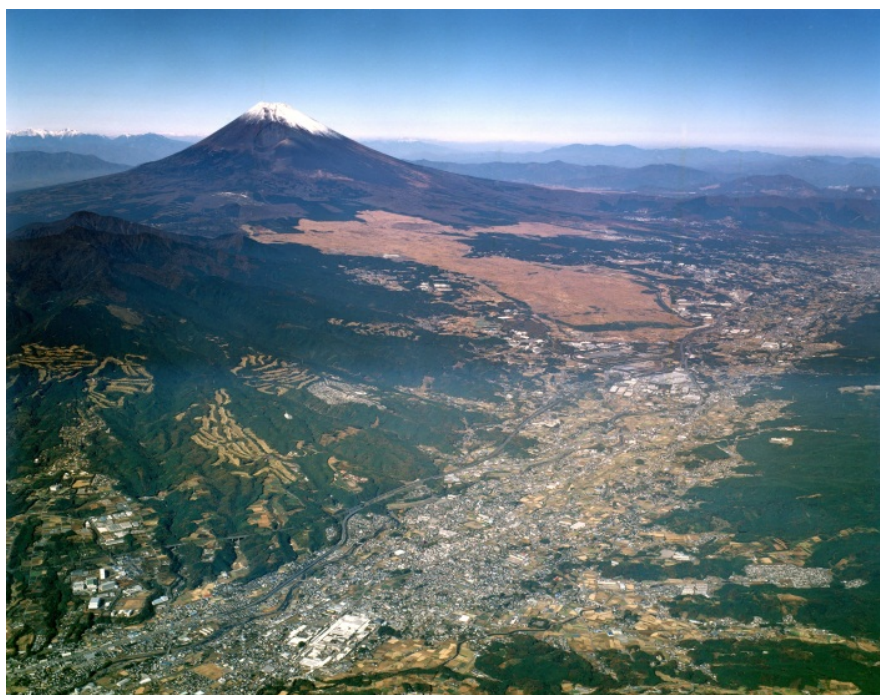
- ・景観形成に関わる活動団体などへの支援について明記します。

第22条～第24条 裾野市景観アドバイザー会議に関すること

- ・裾野市景観アドバイザー会議の設置、役割り、組織及び任期について明記します。

第25条 委任に関すること

- ・条例の施行に関し必要な事項は規則に委任します。



〔問い合わせ先〕

裾野市 建設部 都市計画課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

TEL: 055-995-1828 (直通)

FAX: 055-994-0272